

# 公的年金からの 市民税・府民税・森林環境税の 年金特別徴収について

年金特別徴収は65歳以上の人の公的年金に係る市・府民税等を年金支給時(年6回)に年金から天引き(特別徴収)し、市に納付する制度です。

この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税等の税率や税額が変更になったわけではありません。なお、納税方法は選ぶことができません。

## (例) 前年度と今年度の市・府民税等の年税額が 6万円(年金所得のみ)の場合

### 1 特別徴収を開始する初年度の納め方

徴収方法	納付書や口座振替で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
	徴収月	税額	10月	12月	2月
算出方法	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

※定額減税については、原則、普通徴収1期から減税されます。

### 2 前年度に特別徴収だった人の翌年度以降の納め方

徴収方法	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	前年度の年税額の1/6ずつ			(本年度の年税額-仮徴収)の1/3ずつ		

※定額減税については、原則、10月分(本徴収)から減税されます。

## 特別徴収の初年度

=【表1】

10月から新たに年金特別徴収の対象となる人(4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人)は、年金にかかる市・府民税等の年税額の4分の1ずつを今までどおり納付書または口座振替(普通徴収)で納めていただき、残りの税額は10月、12月、2月の3回に分けて、年税額の6分の1ずつを年金から引き落とし(特別徴収)します。

## 翌年度以降は 8月まで仮徴収

=【表2】

年度の前半(4月、6月、8月)は、前年度の税額の6分の1ずつを年金から特別徴収(仮徴収)します。6月に市・府民税等の年税額が決まった本年度の後半(10月、12月、2月)は、年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額の3

分の1ずつを年金から特別徴収(本徴収)します。

## 特別徴収が 中止になる場合

次の①~⑤のいずれかに該当する場合は、特別徴収が中止され、納付書または口座振替による納付(普通徴収)に変更となります。

- ① 介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
- ② 年度途中で転出した
- ③ 死亡した
- ④ 税額に変更があった
- ⑤ 1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった

※年金からの特別徴収の中止処理に時間がかかるため、中止の時期に特別徴収される場合があります。その場合、特別徴収された税額は後日還付されます。

※①、②、④については、一定の要件の下、特別徴収が継続される場合があります。

☎ 国税務課市民税係 (☎983-1113)

## 市税・国保料 納付は口座振替のご利用を

市民税・府民税(第3期分)・国民健康保険料(第5期分)の納期限は10月31日(木)です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い)、市役所で納付してください。

※市民税・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の税目に限り、地方税お支払サイトでも納付いただけます。詳しくはこちらのQR



コードを読み込み、ご確認ください。

口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関に同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は

直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎ 市税に関すること = 税務課市民税係 (☎983-2481)、  
国民健康保険料に関すること = 国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

## 認定長期優良住宅を新築した場合に 固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、1戸あたり120㎡(居住部分に限る)を上限に固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

### ■住宅の種類

- ① 令和8年3月31日までに新築されたもの

- ② 京都府知事の認定を受けていること
- ③ 併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること
- ④ 床面積が50㎡以上(併用住宅の場合は、居住部分の床面積が50㎡以

- 上) 280㎡以下であること
- 減額期間  
新築の翌年度から5年間(3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間)。
- 手続き  
認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年の

- 1月31日までに申請してください。
- ※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。
- ※従来の新築住宅の減額措置と重ねて受けることはできません。詳しくはお問い合わせください。

☎ 国税務課資産税係 (☎983-2480)

## 国保の届け出は14日以内に

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
加入する場合	八幡市に転入したとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	国民健康保険証、親子健康手帳
	他の健康保険等を脱退したとき	健康保険等の脱退証明書
	生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書
脱退する場合	八幡市から転出するとき	国民健康保険証
	家族が死亡したとき	国民健康保険証、死亡を証明するもの
	他の健康保険等に加入したとき	国民健康保険証、新しい健康保険証
その他	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証、保護開始決定通知書
	市内転居、氏名変更、世帯主変更	国民健康保険証
	保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき	国民健康保険証または本人確認書類
	修学のため、家族がほかの市町村に住むとき	国民健康保険証、在学証明書

※届け出にはマイナンバーの記入が必要となるため、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が届け出を行う時は、前述の書類のほか、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していなくても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。届け出に必要なものは表をご覧ください。

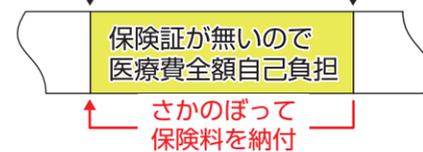
### ■加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保

の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

(例) 令和6年5月に会社を辞めて、  
令和6年10月に  
国保の加入届け出をした場合

令和6年5月 (国保加入資格発生)      令和6年10月 (届け出をしたとき)



### ■交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。

☎ 国保医療課国保年金係 (☎983-2962)